

枚方市・京田辺市可燃ごみ広域処理に関する連絡協議会規約

平成27年7月1日制定

(連絡協議会の設置)

第1条 枚方市・京田辺市可燃ごみの広域処理に関する基本合意書に基づき、穂谷川清掃工場第3プラント及び甘南備園焼却施設の後継施設である共同処理施設（以下「後継施設」という。）の整備の事業実施主体が設置されるまでの間における広域ごみ処理施設建設に向けた事業の推進を図ることを目的として、枚方市・京田辺市可燃ごみ広域処理に関する連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を設置する。

(構成市)

第2条 連絡協議会は、大阪府枚方市及び京都府京田辺市をもって構成する。

(役割)

第3条 連絡協議会は、次の各号に掲げる事項について、協議を行うものとする。

- (1) 後継施設の整備の事業実施主体の設置に関する事。
- (2) 後継施設の整備の方法及び施設の規模等に関する事。
- (3) その他可燃ごみの広域処理に係る必要な事項に関する事。

(組織)

第4条 連絡協議会は、次の各号に掲げる者を委員として構成する。

- (1) 枚方市長及び京田辺市長
- (2) 枚方市副市長及び京田辺市副市長。ただし、副市長が2名以上設置されている市にあっては、当該市長が指名した副市長とする。
- (3) 枚方市環境部長及び京田辺市経済環境部長
- (4) その他連絡協議会が必要と認める者

(事務局)

第5条 連絡協議会の事務局は、枚方市東部清掃工場（大阪府枚方市大字尊延寺2949番地）内に置き、その処務を枚方市環境部東部清掃工場及び京田辺市経済環境部清掃衛生課が行う。

(解散)

第6条 連絡協議会は、次の各号に掲げる事由が生じた場合には、解散するものとする。

- (1) 後継施設の整備の事業実施主体が設置されたとき。
- (2) 連絡協議会を解散することについて委員が合意したとき。

(その他)

第7条 この規約に定めるもののほか、連絡協議会の運営について必要な事項は、委員が協議して決定する。

附 則

この規約は、平成27年7月1日から施行する。

附 則（平成27年8月1日）
この規約は、平成27年8月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日）
この規約は、平成28年4月1日から施行する。